

MEPC臨時会合の結果と今後の予定

海事局 海洋・環境政策課
令和7年11月

審議結果

- 今次会合では、条約改正案の採択を追求する欧州及び太平洋島嶼国並びにそれに反対する産油国及び米国等による意見の隔たり。
- 米国は本会合前に報復措置を示唆した上で各国に条約改正案への反対を求める声明を公表。
- 米国声明の影響と思われる4月の条約改正案承認支持国の慎重姿勢など、通常のIMOの議論とは大きく異なる状況下で審議。
- サウジアラビアが今次会合を1年間中断(adjourn the meeting)する動議を出し、投票の結果、賛成多数で可決(1年間の中断)。今次会合での同改正案の採決には至らず。
(投票結果)延期に反対:49か国、延期に賛成:57か国、棄権:21か国
- 1年後にMEPC臨時会合を再開催し、採択に向けた審議。(第85回海洋環境保護委員会(MEPC85)がほぼ同時期の2026年11月開催のため、同会での採択審議もあり得る。)

今後の作業

- 条約改正案の実施のために必要となる、報奨制度に係るガイドラインの策定、燃料の認証制度の構築、IMO基金の設立等に向けた詳細制度に係る議論を継続。

(参考)米国の動向

● 反対声明(ルビオ国務長官、ラトニック商務長官、ライトエネルギー長官、ダフィー運輸長官) (8月12日 国務省HPに掲載)

【米国の懸念点】

- 事実上、説明責任のない国連機関によって米国国民に課される世界的な炭素税
- 低・脱炭素燃料の使用義務付けは中国に都合の良い恩恵をもたらす
- 米国産業が主導するLNGやバイオ燃料が排除される
- それほど大型ではない貨物船でも数百万ドルの手数料が発生し、アメリカ国民に直接コスト上昇を強いることになる

【IMO加盟国への要請等】

- 本条約改正案への反対を支持すること
- この取組(反対要請)が失敗した場合、米国は米国市民のための報復措置(retaliate)や是正措置(remedies)を躊躇なく行うことに留意すること

● 反対声明(ルビオ国務長官、ライトエネルギー長官、ダフィー運輸長官) (10月10日 国務省HPに掲載)

【可能性のある報復措置】

- 調査の追及と反競争的行為に対する規制や入港禁止措置の可能性の検討
- 賛成国籍船の船員ビザ発給制限
- 賛成国籍船の米政府との契約での罰則
- 賛成国保有運航登録船への入港料追加
- 賛成活動を行う政府の人物への制裁

● 大統領のSNS(10月16日)

● 一部の国に報復措置の可能性を含む反対要請(報道等による)



I am outraged that the International Maritime Organization is voting in London this week to pass a global Carbon Tax. The United States will NOT stand for this Global Green New Scam Tax on Shipping, and will not adhere to it in any way, shape, or form. We will not tolerate increased prices on American Consumers OR, the creation of a Green New Scam Bureaucracy to spend YOUR money on their Green dreams. Stand with the United States, and vote NO in London tomorrow!

- 地球規模の炭素税、IMOの権限範囲を超えるIMO基金設立には反対。
- 規制値が厳しい
- 特定の燃料への優遇に反対であり、GHG排出削減に資する燃料・技術の排除にも反対
注:LNG、バイオ燃料、CO2回収技術(CCS)の排除は認めないという意図があると考えられる。
- 2023年IMO GHG削減戦略が経済的要素を含むことは認識しているが、その具体的な内容についての合意はない。

条約改正案の採択に向けた課題と対応の方向性

条約採択に向けた課題

- 現在の条約改正案に米国等は反対しており、1年後、引き続き反発が強ければ、今次会合と同じ結果になる可能性。
- 一方、反対国が受け入れ可能な枠組みを再検討した場合、欧州や島嶼国等は受け入れない可能性が高く、合意形成には相当な時間を要する。

現時点での基本的な対応の方向性

- 原則として、現在の条約改正案を出来る限り変更することなく、1年後の採択を目指す。
- 反対国の強い反発が生じないよう、
 - 条約改正案に対する懸念の払しょく、特に米国には利する点※が多いことの理解醸成
 - 条約改正案の実施のためのガイドラインにおいて、極力、各国の意向を反映(LNGやバイオ燃料の優位性の維持)に努める。
- 4月時点で条約改正案に対して賛成していた国との関係の再構築に努める。

※2025年10月10日、米国のバイオ燃料等に係る9団体は、国務長官に対して、IMO NZFはバイオ燃料の拡大に資するため、米国がIMO NZFに主導的に関与するよう要望。

想定されるスケジュール

